

どちらを選ぶかは、選ぶ前に税理士か税務署へ

相続時精算課税は、一度選ぶとその贈与者からの贈与について暦年課税に戻せません(国税庁 No.4103)。この表は制度の違いを国税庁の説明どおりに並べたもので、どちらが得かの判断や税額の試算はしていません。

説明の時点: 国税庁タックスアンサー「令和8年4月1日現在法令等」(2026年10月4日確認) 骨組みは国税庁の対比表「相続時精算課税制度のあらまし」、補足は No.4103・No.4402・No.4408。相続時精算課税の基礎控除110万円と、暦年課税の加算期間の延長(3年以内→7年以内)は、令和6年1月1日以後の贈与に適用(実際の期間は贈与者が亡くなった日によって段階的に延びる。2ページ目の早見表)。

暦年課税と相続時精算課税の比較表

項目	暦年課税(暦年贈与)	相続時精算課税
対象となる贈与	個人からの贈与(相続時精算課税を選んだ贈与者からの贈与を除く)	贈与者は60歳以上の父母または祖父母など、受贈者は18歳以上の、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人または孫(年齢はいずれも贈与の年の1月1日時点。住宅取得等資金の贈与などには特例あり)
基礎控除・特別控除	1年間(1月1日～12月31日)にもらった財産の合計から基礎控除110万円	毎年110万円の基礎控除(令和6年1月1日以後の贈与。同じ年に2人以上の特定贈与者から受けたときは、110万円を特定贈与者ごとにあん分)。ほかに特別控除2,500万円(累計の限度額。期限内申告をした場合に限る)
税率	10%～55%の累進(一般税率と特例税率の速算表)	基礎控除と特別控除を超えた部分に一律20%
贈与税の申告	1年間の合計が110万円を超えると、翌年2月1日～3月15日に申告と納税(110万円以下なら申告不要)	特定贈与者からの贈与の合計が110万円を超えると、翌年2月1日～3月15日に申告と納税
選択の届出	一(届出書は相続時精算課税を選ぶときの手続き)	最初の贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日に「相続時精算課税選択届出書」を戸籍の謄本などと一緒に所轄税務署長へ(贈与者ごと)
やめられるか	一(相続時精算課税は贈与者ごとに選ぶ)	やめられない。一度選ぶと、その贈与者からの贈与は選んだ年分以降すべて相続時精算課税になり、暦年課税へ変更できない
相続のときの扱い(贈与者が亡くなったとき)	原則は相続財産に加算しない。ただし相続や遺贈で財産を取得した人は、加算対象期間内の贈与を贈与時の価額で加算する(加算期間の早見表を参照)。納めた贈与税は相続税から控除	贈与財産を贈与時の価額で相続財産に加算する(令和6年1月1日以後の贈与は、年ごとに基礎控除を差し引いた残り)。納めた贈与税は相続税から控除し、控除しきれない分は還付

※特定贈与者＝相続時精算課税の選択に係る贈与者(No.4103)。
※暦年課税の税率(一般税率・特例税率の速算表)は、国税庁 No.4408 の表をご覧ください(当サイトの「相続税・贈与税の税率早見表」www.fureaino-oka.com/souzoku/zeiritsu-hayamihyo にも掲載)。
※相続時精算課税を選んだ人も、特定贈与者以外の人から受けた贈与は、暦年課税の基礎控除110万円を差し引いた後の金額に贈与税の税率を当てはめます(No.4103)。
※相続時精算課税の基礎控除110万円は暦年課税の基礎控除とは別。相続時精算課税を選んだ贈与者からの贈与には暦年課税の基礎控除は使えません(国税庁パンフレット)。
※令和5年12月31日以前に相続時精算課税の贈与を受けた場合は、相続時精算課税の基礎控除額は控除されないため、110万円以下でも申告が必要です(No.4402)。
※贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません(No.4103)。

暦年課税と相続時精算課税の比較表

加算期間の早見表・届出・確認先

■ 暦年課税の贈与の加算対象期間(国税庁 No.4161 の表)

被相続人の相続開始日	加算対象期間
～令和8年12月31日	相続開始前3年以内(死亡の日から遡って3年前の日から死亡の日までの間)
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日から死亡の日までの間
令和13年1月1日～	相続開始前7年以内(死亡の日から遡って7年前の日から死亡の日までの間)

※「相続開始日」は、贈与をした人(被相続人)が亡くなった日。令和6年1月1日以後の暦年課税の贈与は加算対象期間が相続開始前7年以内となりますが、実際の期間は贈与者が亡くなった日によって上の表のとおり段階的に延びます(No.4161)。

※加算の対象は、相続や遺贈などで財産を取得した人が、加算対象期間内に暦年課税で受けた贈与(贈与時の価額)。贈与税がかかったかどうかに関係なく、基礎控除110万円以下の贈与や亡くなった年の贈与も加算します(No.4161)。

※相続開始の日が令和9年1月2日以後の場合、相続開始前3年以内より前の贈与(延長された4年間の贈与)は、贈与時の価額の合計から総額100万円までは加算されません(No.4161・国税庁パンフレット)。

※令和5年12月31日以前の贈与の加算対象期間は、相続開始前3年間(国税庁パンフレット)。加算された贈与財産に対応する贈与税の額は相続税の計算で控除。贈与税の配偶者控除額に相当する金額など、加算しない贈与財産もあります(No.4161)。

※相続時精算課税で受けた贈与は、加算期間の早見表ではなく No.4103 の扱い(贈与時の価額で加算)になります。

相続時精算課税選択届出書(国税庁 No.4103・No.4304)

- ・ 出す人:相続時精算課税を選ぶ受贈者(子や孫など)。贈与者ごとに作成(No.4402)。
- ・ 期限:最初の贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日(贈与税の申告書の提出期間)。土・日曜日・祝日等に当たる場合は翌日(B1-1)。
- ・ 提出先:納税地の所轄税務署長。
- ・ 添付書類(子や孫などの場合):受贈者の戸籍の謄本または抄本など。氏名・生年月日と、推定相続人または孫であることがわかるもの(贈与を受けた日以後に作成)。
- ・ 贈与税の申告書を出すときは申告書に添付。出す必要がないときは届出書だけを提出。

選ぶ前の確認先

- ・ 税理士:どちらを選ぶか、贈与税・相続税の試算など、個別の判断が必要な相談。
 - ・ 所轄の税務署:届出書・贈与税の申告書の提出先(No.4103・B1-1)。
 - ・ 国税庁「税についての相談窓口」:チャットボット・タックスアンサーのほか、電話相談センターで国税局の職員等が相続税・贈与税の相談に答えています。
- 相続時精算課税は、選んだあとで暦年課税に戻せません。財産の一覧を用意して、選ぶ前に相談してください。

■ 出典(2026年10月4日確認・国税庁)

1. 国税庁 タックスアンサー No.4408「贈与税の計算と税率(暦年課税)」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>
2. 国税庁 タックスアンサー No.4402「贈与税がかかる場合」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4402.htm>
3. 国税庁 タックスアンサー No.4103「相続時精算課税の選択」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103.htm>
4. 国税庁 タックスアンサー 参考「相続時精算課税制度のあらまし」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4103_sankou.htm
5. 国税庁 タックスアンサー No.4161「贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4161.htm>
6. 国税庁 タックスアンサー No.4304「相続時精算課税選択届出書に添付する書類」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4304.htm>
7. 国税庁 パンフレット「令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」(令和5年6月) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0023006-004.pdf>
8. 国税庁「B1-1 贈与税の申告手続」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/01.htm>
9. 国税庁「税についての相談窓口」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>